平成２６年（フ）第３０３号
仙台市太白区長町１丁目４―２斉藤ビル404、住民票上の住所宮城県石巻市住吉町２丁目１番14号
債務者　杉山　由香
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１２４号
新潟県五泉市伊勢の川６番36号
債務者　加藤　正和
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２５号
新潟県五泉市伊勢の川６番36号
債務者　加藤　聡子
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１６０号
新潟市南区白根2829番地
債務者　圓山ひろみ
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１７３号
新潟市中央区天神尾１丁目２番10号　三好アパート２―５号
債務者　渡辺　裕文
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１７４号
新潟市東区江南６丁目10番地19　ハイツ愛宕202号
債務者　成田　憲昭
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１８２号
新潟市中央区万代１丁目２番３号　コープ野村万代416号
債務者　熊谷さおり
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１８７号
新潟市東区紫竹５丁目22番４号　かなめハイツ105号、旧住所新潟市東区上木戸１丁目５番38号　ハイツアイリス301号
債務者　由水　尹代
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２１３号
岐阜県瑞穂市穂積1764番地２　シェリーハウス101号
債務者　片山　政尚
1　決定年月日時　平成26年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで　岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２９７号
神戸市北区有野台６丁目21番Ｂ27棟201号
債務者　北福　和敬
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２４０号
兵庫県芦屋市大東町６番１―301号
債務者　松本　　優
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２５７号
兵庫県西宮市前浜町４番17号
債務者　中川　貴子
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２５８号
兵庫県尼崎市東園田町３丁目55番地の８、前住所大阪府寝屋川市中神田町10番６―301号
債務者　東江　康子
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２５９号
兵庫県尼崎市東園田町３丁目55番地の８、前住所兵庫県尼崎市武庫之荘１丁目30番12―302号
債務者　東江　三夫
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２６２号
兵庫県西宮市鳴尾町２丁目12番28号
債務者　中村　仁士
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２７５号
兵庫県尼崎市西昆陽２丁目19番４―309号
債務者　柴田　博勝
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２９９号
兵庫県尼崎市大島１丁目13番28号、前住所兵庫県尼崎市昭和南通４丁目45番地の１ハーティング尼崎403号
債務者　中村　義彦
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係